

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に關する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 （公表年月）	措置（対応）の内容
27-指-1	P54	指摘	南土木事務所	<p>【道路維持費】 市道維持補修業務の委託料の過払い 「市道維持補修業務委託（南区その2）」（決算額31,759,793円）において、数量計算書に誤りが見られ、支払額が679,396円（税込）多く計算され、委託料の過払いとなっている。市は業者から提出された実績について十分に確認した上で、適正な金額で委託料を支払う必要がある。</p>	措置済 (H28.3)	<p>単価契約における出来高竣工図と数量計算書の照合確認については、新たにチェックリストを作成し複数の職員による確認の実効性を高めるとともに、数量計算書の数値等の誤認防止を図るため、行間幅や文字サイズを変更した書式に改め、土木事務所間で情報共有を図った。</p> <p>また、平成27年度、単価契約を締結している他の受託業者に対しても、同様の誤りを繰り返すことのないよう、今回の事例とその原因を周知するとともに、業務完了届等を提出する際は、十分な確認を行うよう口頭による指導を行った。</p> <p>なお、本件に係る委託料の過払額については、受託業者と協議し、平成28年2月1日に全額返還を受けた。</p>
27-意-1	P43	意見	路政課	<p>【道路橋りょう総務費】 調書データ補正業務委託の進捗管理 請負先に対して、作業計画書及び業務工程表の作成・提出を要求していなかった。作業計画書及び業務工程表を入手のうえ、工程管理を行う必要がある。 なお、平成27年度発注分から作業計画書及び業務工程表を入手し、工程を管理する旨の見解が示されている。</p>	対応済 (H28.12)	<p>平成28年2月12日に契約した「調書データ補正業務委託」の契約書第6条に「作業計画書の提出」を規定するとともに、同業務仕様書第6条にも「作業計画書」の規定を設け、作業計画書及び業務工程表の提出を明文化した。</p> <p>なお、作業計画書及び業務工程表については平成28年2月12日付けで受注者から受領し、業務の工程を管理しているところである。</p>

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
27-意-2	P44～45	意見	緑土木事務所 津久井土木事務所 中央土木事務所 南土木事務所	<p>【道路橋りょう総務費】</p> <p>道路境界確定事業の受益者負担 津久井土木事務所管轄区域内に限っては、当分の間、確定図と現地不合箇所における「境界確定」であっても、申請者に費用の一部を負担してもらうとのことであるが、本来的には不公平な取扱である。住民サービスの地域差はできるだけ早期に是正する必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	境界確定に係る費用負担を全市域平等に申請者に求めるよう、道路境界協議・復元申請書受付要領を改正（平成28年4月1日施行）した。
27-意-3	P45	意見	緑土木事務所	<p>【道路橋りょう総務費】</p> <p>工程写真の確認不履行 境界確定仕様書では、成果品として印刷された工程写真の提出を求めていると解釈されるが、デジタルデータのみ提出となっていた。境界確定仕様書で定められている以上、印刷された工程写真の提出を受け、その内容を確認する必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	平成27年度の業務委託より、受託者に仕様書で定める成果品の提出を、監査ヒアリングにおいて意見が確定した平成27年11月から口頭により指示している。また、成果物の検収においては、納品品目チェック一覧を用いて確認するよう徹底を図った。
27-意-4	P45～46	意見	南土木事務所	<p>【道路橋りょう総務費】</p> <p>受付番号の取り扱い 黒板には地名、位置（場所、測点等）が記載されるため、受付番号の記載がなくても場所の特定は可能であるが、仕様書が受付番号を要求している趣旨に沿って、受付番号を記載する必要がある。 また、報告書に記載されている受付番号に誤りがある事例も見受けられたため、成果品の内容確認を確実に行う必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	受託業者に対し、道路境界確定業務委託の出来形確認のための写真撮影にあたっては、黒板へ受付番号等の記載を確実に行うよう、監査ヒアリングにおいて意見が確定した平成28年1月に口頭にて指導し、検査で判明した報告書の記載誤り・漏れ等については、必要な修正・加筆等を行わせた。 また、今後の委託に際しては、受託業者に対し仕様書記載事項の確実な履行について指示書により指示するとともに、成果品の内容確認については、納品品目チェック一覧を用いて確認するよう徹底することとした。

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
27-意-5	P49	意見	中央土木事務所	<p>【道路維持費】 除草業務委託 市では「街美化アダプト制度」により、団体の活動支援を行い、歩道の清掃や除草作業を市民と協働で行っている。除草業務を単なる事業として委託に頼るのではなく、街の活性化にもつながることを考えて、さらにこのような活動を促進し、充実させていくことが望まれる。</p>	対応済 (H28.12)	環境保全に対する市民の関心は高く、アダプト制度は街の活性化に効果的な施策の1つであると考えことから、関心を持つ団体との協働を推進するため、歩道、植栽ますの清掃、除草などを行う街美化アダプト制度について、「ホームページ」や「広報さがみはら」にて周知しているが、平成28年度からは、まちづくりセンターにパンフレット等を配架するなど、さらなる広報に努め、引き続き実施団体の拡大に努めていくこととした。
27-意-6	P50～51	意見	中央土木事務所	<p>【道路維持費】 検査時に提出された工事写真 工事写真帳の中に検収資料としては不十分なものが見受けられた。工事写真の撮影方法等について再検討が必要である。</p>	対応済 (H28.12)	平成27年度の業務委託より、受注者との業務打合せにおいて、業務委託仕様書（土木工事写真管理基準）に基づき、工事記録写真を適正に撮影するよう指導するとともに、納品物受領時の確認を徹底している。
27-意-7	P51	意見	緑土木事務所 南土木事務所	<p>【道路維持費】 設計単価算出のための見積り依頼業者選定 不法投棄物処分業務委託について、市内の産業廃棄物処分業者には公平に見積り合わせ等の機会を与える必要がある。 また、不法投棄物収集運搬業務委託については、可能な限り見積り依頼業者は固定せず、適宜変更を加える必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	不法投棄物処分業務委託の設計単価見積りについては、資格を有する全業者を対象として見積りを徴するように平成28年度から改めることとした。 また、不法投棄物収集運搬業務委託の設計単価見積りについては、可能な限り見積り業者は固定せず、市場における最新の施工実態等を的確に捉えたくうえで見積りを徴することとした。

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 （公表年月）	措置（対応）の内容
27-意-8	P52	意見	緑土木事務所 南土木事務所	<p>【道路維持費】</p> <p>各土木事務所間の情報共有不足 緑土木事務所、南土木事務所が設計金額算出のための単価見積りを依頼した業者がいずれも同じ業者であった。 各土木事務所が個別に見積もり依頼を行うのであれば、それぞれ異なる業者に依頼し、情報を共有したうえで、設計金額を設定する方法が効率的かつ有効的である。</p>	対応済 (H28.12)	設計金額算出のための単価見積りについて、各土木事務所現場等の条件に違いがあることから、統一単価とするのではなく、各土木事務所の現場条件を反映した単価とするように平成28年4月から見積もりを依頼している。 また、各土木事務所が個別に見積もり依頼を行うのではなく、年度ごとに担当課を決め、各土木事務所の現場等の条件を提示したうえで見積もり依頼し、単価決定時における合議により土木事務所間での情報共有（一元化）を図っている。
27-意-9	P52～54	意見	緑土木事務所 南土木事務所	<p>【道路維持費】</p> <p>市道排水溝等清掃（収集運搬）業務委託の設計単価算定方法の統一 緑土木事務所と南土木事務所の設計単価を確認したところ、「雨水樹A種」は、南土木事務所の設計単価が緑土木事務所の約1.8倍となっている。それぞれの業務の内容等を比較して実態を把握する必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	排水溝等清掃（収集運搬）業務委託に係る「雨水樹A種」の設計単価の算定については、集水樹の構造や土砂の堆積状況を踏まえ、集水樹と取付管の清掃を分けた単価を使用することで、平成28年4月から各土木事務所の設計単価の統一を図っている。
27-意-10	P55～57	意見	緑土木事務所 南土木事務所	<p>【道路維持費】</p> <p>単価契約の効果的な実績確認 「間違いやすさ」や「確認の難しさ」に対応するために、報告の書式や報告のさせ方の工夫、あるいはその運用ルールの委託業者への周知など、いくつか改善できる点がある。市が単価契約の実績確認をより効果的に行うことができるように、可能などころから工夫していく必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	受託業者から提出される報告書の確認作業をより効率的に行うため、平成28年3月から報告書の様式（行間幅、文字サイズ等）を改善した。 また、受託業者に対しても、業務の打合せ時において数量計算書の記入方法や実測数値を明確に表記することを指導するとともに、報告写真等により数量が確認できるよう改善を図っている。

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
27-意-11	P57～58	意見	緑土木事務所 南土木事務所	<p>【道路維持費】</p> <p>道路維持補修の発注規模、発注方法の適切性</p> <p>これまでの各土木事務所単位での予算をベースとして予算編成が行われ、その中で優先度等を勘案して発注箇所と発注方法を決めていくやり方であったが、全市的な観点からみて優先度の高い箇所とその望ましい発注方法から各土木事務所の予算を検討していくという観点も必要と考える。</p>	対応済 (H28.12)	<p>市職員による応急修繕や道路緊急維持修繕は、市民サービスを向上し、道路の安全・安心を確保するうえでは必要なものと考えている。</p> <p>平成28年度からは、一箇所あたりの補修規模等が大きくなる場合については、土木事務所ごとに合理的な予算配分とするため、施設の損傷具合や路線の特性等を考慮し、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画」に示す全市統一的な優先度の考え方に基づき予算編成を行うこととした。</p>
27-意-12	P60	意見	緑土木事務所 津久井土木事務所 中央土木事務所 南土木事務所	<p>【道路新設改良費】</p> <p>狭あい道路拡幅整備事業に係る情報の共有化</p> <p>狭あい道路拡幅の整備工事については、市民サービスの公平性という観点からすれば、整備工事の着工待ち件数や、寄付の受付から整備工事完了までに要する期間などで土木事務所間に大きな開きが生じることは望ましくない。このような開きが生じることのないように、必要な情報については土木事務所間で共有化することが望ましい。</p>	対応済 (H28.12)	<p>平成28年2月より、年に4回（4半期毎）程度、土木事務所間で執行状況や整備待ち件数等の情報の共有を図ることを目的とした会議を開催し、今後の事業において進捗に大きな開きが生じないように、予算や交付金配分等の調整を行っている。</p>

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
27-意-13	P61～62	意見	緑土木事務所	<p>【道路新設改良費】 道路工事の経済的な発注方法の検討 入札日は平成26年10月31日であるが、入札が行われた時点で既に別の道路工事等を受注している業者が多く、各業者が本工事を受注することが困難な状況下であったため、辞退又は入札書不着という形で入札への参加を見送っている業者が多数いた可能性がある。 設計から業者選定に伴う契約締結、工事の着工から完成、工事の完成検査に至るまでを年度内に完了させることができるように、計画的に事務を執行することに加えて、今後は経済性の観点から、工事内容・金額に応じた発注の順番などにも留意することが望ましい。</p>	対応済 (H28.12)	発注時期については、工事規模や地域住民等との調整など工事の特性等を考慮し、年度内工事の執行管理を行うと共に、競争性の確保に留意したうえで、年度内完成に向けた計画的な発注を行うこととする。
27-意-14	P62	意見	南土木事務所	<p>【道路新設改良費】 単価契約による道路整備工事の出来高面積の確認 業者が請求金額を算定する際に、施工範囲に含まれていた隅切り用地の面積が考慮されておらず、その面積を除いた出来高面積によって清算されていた。業者が出来高面積を算定する際に、当該隅切り用地の面積を含めることを失念していたものと推測される。 今後は、業者の算定した出来高面積について、計算が正しいことを確認するのみでなく、指示書等を参考に工事の施工範囲が網羅的に面積計算に含まれているかを確認するなど、より慎重に検証を行う必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	狭あい道路拡幅整備事業に係る単価契約の出来形確認においては、指示書の施工範囲と出来高計算書に相違ないか確認するため、監査ヒアリングにおいて意見が確定した平成28年1月から現地調査、完成写真及び出来高図により数量等の精査を行うよう改善を図っている。

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
27-意-15	P63～64	意見	緑土木事務所 南土木事務所	<p>【橋りょう維持費】</p> <p>橋りょう点検業務委託の入札の競争性向上</p> <p>入札結果をみると、予定価格以下で入札しているのは落札者のみであり、他の入札参加者は予定価格を上回る額での入札となっている。指名業者の数を増やす、あるいは新たな指名業者を追加するなどの対策を検討する必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	<p>橋りょう点検業務については、平成28年度から一元的に管理できるよう、路政課で発注する体制とした。その中で、橋りょう点検の指名競争入札に係る業者選定においては、契約実績のほか同種業務の実績がある新たな業者も含め指名業者を決定することとした。</p> <p>また、年度内の指名回数が偏ることがないように、指名業者を定めることとした。</p>
27-意-16	P64～66	意見	緑土木事務所 南土木事務所	<p>【橋りょう維持費】</p> <p>橋りょう点検業務の技術者等の資格確認</p> <p>委託経歴に関する記載は、仕様書で求められている主任技術者の資格を有することを示す資料としては不十分である。主任技術者や点検担当者の資格要件の確認について、記録に残る形で確実にを行う必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	<p>平成28年4月から、主任技術者の資格要件について「業務に関し、20年又は25年以上の実務経験を有する者」を採用する場合は、主任技術者経歴書の委託経歴欄に必要な年数分の経歴をすべて明記することを仕様書に盛り込むことにより、資格要件の確認を厳格化するよう改善を図ることとした。</p> <p>あわせて業務計画書の作成時に、点検担当者の資格要件が確認できる書面を作成させるよう改善を図ることとした。</p>

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 （公表年月）	措置（対応）の内容
27-意-17	P69～ 70	意見	契約課	<p>【道路橋りょう費の入札制度】 最低制限価格が判明している場合の対応</p> <p>現状のように最低制限価格を算出することが可能であれば、入札参加者が多数の工事においては、事実上くじ引きで契約者を決定しているのと同じである。今後も入札結果に十分に留意し、多数の応札者が最低制限価格で応札し、くじ引きで落札者を決定する状況が常態化することがないよう、入札制度の見直しを検討していく必要がある。</p>	対応困難 (R3.3)	<p>工事の最低制限価格の設定は、地方自治法に基づくほか、令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）第7条第1項第4号においては、発注者の責務として、「最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。」と規定されている。さらに、国通知（「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22付国土入企第15号）など）においては、地方公共団体は低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用を徹底することにより、ダンピング受注の防止を図ることが求められている。</p> <p>また、品確法第7条第1項第7号においては、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件を明示する」と規定されており、設計内容を詳細に示さないと入札者から質問や疑義が多数寄せられるうえ、入札者が適正な見積りができず公正、公平な入札の執行が行えないことになる。くじ引きについては、主に一部の土木関係工事で発生しているが、多くの工事で発生しているものではなく、入札金額は入札参加業者が個々に工事内容を踏まえて適正に見積ったものであり、くじになるのかは開札した結果、分かるものである。</p> <p>このように、最低制限価格の設定や詳細な設計内容の提示は、法等に基づき適正に対応しているものであり、また、くじ引きになるかは開札した結果分かるものであり、入札制度の見直しは困難な状況である。</p>

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
27-意-18	P70～71	意見	契約課	<p>【相模原市の入札制度】 失格基準価格設定の効果 失格となった業者は、落札した業者と比べ210,000円低い金額を提示している。仮にこの業者が受注したとしても、実際に落札した業者と比べて品質が劣るとは考えにくい。市は、入札・契約制度について、競争性、公正性、透明性等の観点から毎年度見直しを行っており、平成27年度は低入札価格調査制度における失格基準価格の見直しを行っているが、失格基準価格については、今後もあり方を見直していく必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	<p>本件事案の調査基準価格や失格基準価格については、毎年度、入札状況等を把握、分析するとともに、国の動向や入札監視委員会の意見等も参考にしながら、検討を行っている。 今後についても、引き続き、入札状況を常時把握し、適切に対応していく。</p>
27-意-19	P71～72	意見	契約課	<p>【相模原市の入札制度】 耐震補強工事の入札参加条件 津久井地域内に本店を有することを条件とするのならば、複数の入札参加者が見込まれる可能性を十分に検討したうえで入札を実施する必要がある。一般競争入札にもかかわらず1者しか参加していない状況が常態化することがないよう、応札参加者を増やす工夫は常に行っていく必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	<p>本件事案の入札参加者が1者などの少数になることが続いた工事については、地域要件や等級区分などの条件を緩和して、競争性が確保できるように、適宜、入札参加条件の見直しを図るように対応している。 また、指名競争入札においては、過去の入札状況等を踏まえ、辞退者が多くなることが想定される工事について、選定業者数を増やして競争性が確保するように対応している。 今後についても、引き続き、過去の入札状況や発注時期などを勘案し、競争性が確保できる入札参考条件を適切に設定するようにした。</p>

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
27-意-20	P87	意見	緑土木事務所 津久井土木事務所 中央土木事務所 南土木事務所	<p>【市民要望に対する対応】</p> <p>平成25年度以前の市民要望に関するデータの整理 平成25年度以前の市民要望に関するSRIMSのデータについて、未完了とされているものが多数見受けられた。 未完了とされている事案もほとんどは完了しているとのことだが、その場合にはSRIMSへの入力を適宜行う必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	平成28年4月から、SRIMSの機能の一つである「市民要望管理図」を使用している課・所に対し、年2回（4月及び10月）、SRIMSを所管している路政課から事務連絡を発し、過年度のSRIMSのデータを更新し、紙ベースでの進捗管理と整合を図るよう依頼している。 また、路政課においても、事務連絡発出1か月後を目途にSRIMSの検索機能によりデータの更新状況を確認し、課・所と連携して入力漏れ等の防止を図っている。
27-意-21	P89	意見	中央土木事務所	<p>【市民要望に対する対応】</p> <p>相模原駅前地区公共施設の管理 平成26年度予算に余裕がないため、平成27年度予算で対応することとしたが、平成27年度になって、どの部署で修繕を行うかで調整中である。調整中となっているのは、平成10年3月に当時の市の道路部と都市整備部で確認書を取り交わしたが、その確認書に曖昧な条項があるためである。 現在の土木部とまちづくり事業部間で、それぞれの維持管理の範囲を協議・決定しておく必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	平成28年3月に、土木部とまちづくり事業部で、それぞれの維持管理の範囲について協議し、土木部で対応する軽微な維持補修は、「一者随契の施設修繕の範囲内（30万円以下）」と決定した。 このため、今回の修繕については、まちづくり事業部で対応することとなり、今後必要となる施設修繕については、今回の協議結果に基づき対応していく。 なお、「土木部」は、平成28年度の組織改正により「道路部」に改められている。
27-意-22	P89～90	意見	中央土木事務所	<p>【市民要望に対する対応】</p> <p>階段倉庫下の雨水滞水 排水されず溜まっている状態であるが、これ以上水が浸入しない処置を取っておくことが望ましい。 なお、平成27年12月に対応を図ったとのことである。</p>	対応済 (H28.12)	平成27年12月に、雨水が倉庫内に滞水しないよう、壁面に排水口を設置した。

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 （公表年月）	措置（対応）の内容
27-意-23	P90～93	意見	緑土木事務所 南土木事務所	<p>【市民要望に対する対応】</p> <p>要望管理票の効果的な運用</p> <p>1)要望管理票への完了記録の漏れや遅れ 実際には完了しているが、要望管理票への記録が漏れている、あるいは記録が遅れているケースが散見された。適時に完了記録を行う必要がある。</p> <p>2)対応完了までの状況を確認する運用の不十分さ 対応未了となっているケースの中には、単なる記録漏れではなく、状況自体を確認できていない場合も見られた。要望への対応が完了するまで状況を確認し、記録できるような運用を工夫する必要がある。</p> <p>3)可能な対応を行った後に一定期間経過した案件の完了ルールの不明確さ 当事者が市の指導に従わずにそのままであった場合にどうするのか、そのままであっても撤去等の要望が再度出てこないような場合でも対応未了のままではいかとといった課題が残っている。対応が難しいのであれば、要望者にその旨を十分説明して、いったん完了とする方法もありうる。</p> <p>4)要望管理票の記載内容、添付資料の不十分さ 記載内容が不十分な例が散見された。要望管理票の記載や添付資料については、十分な情報を記録し、共有できるように留意する必要がある。</p> <p>5)要望管理票の決裁に関する運用の不統一 要望管理票の決裁についてルールを統一し、適切に運用することが望ましい。</p> <p>6)要望管理票の紙面による運用の課題 SRIMSを整備して運用している趣旨を踏まえ、また、各土木事務所での運用状況を把握した上で、紙面での要望管理票の運用ルールについて改めて見直す必要がある。</p>	対応済 (H29.11)	<p>平成28年4月から、SRIMSの機能の一つである「市民要望管理図」を使用している課・所に対し、年2回（4月及び10月）、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望管理票への各種情報の適切な記録（入力）及び資料の添付 ・対応未了案件の有無の確認及び対応未了案件への対処方針の決定 ・SRIMSデータと紙ベースの要望管理票との整合などを柱とした事務連絡をSRIMSを所管している路政課から発するとともに、課・所共通の要望管理票の決裁や運用に関するルールを定め、要望管理票の効果的な運用を図ることを目的とした「市民要望管理票の運用ルール策定に向けた検討会」において、検討を重ね、「SRIMS市民要望管理図運用ルール」を策定し、平成29年4月から運用を開始した。 <p>なお、SRIMSへのデータ入力に関しては、路政課においても、先述の事務連絡発出1か月後を目途にSRIMSの検索機能によりデータの入力状況を確認し、「市民要望管理図」使用課・所と連携して入力漏れ等の防止を図っている。</p>

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」

番号	報告書 頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
27-意-24	P93	意見	緑土木事務所 津久井土木事務所 中央土木事務所 南土木事務所	<p>【市民要望に対する対応】</p> <p>道路の維持補修の統一的な優先度判定</p> <p>現状では、各土木事務所が個別に安全性や緊急性、あるいは現場の交通量等を総合的に判断して補修等の対応の優先順位を決めている。市は現在、土木施設長寿命化修繕計画を策定中であり、その中で道路の破損状況等でランク付けを行うよう検討中である。全市的に統一された基準の優先度にしたがって計画的に維持補修が進められるようになることを期待する。</p>	対応済 (H28.12)	道路の補修については平成28年3月に策定した「相模原市道路施設長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理区分と損傷の程度から優先度評価基準に応じた全市統一の優先順位により計画的に補修を行っていくこととした。
27-意-25	P106	意見	路政課	<p>【橋りょうの点検状況】</p> <p>「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画」の見直しの必要性</p> <p>現在の「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画」は、新しい判定区分に対応しておらず、今後、橋りょうの維持管理を進めていくうえで必要な考え方が示されていない面がある。同計画の見直しの時期を前倒しにする必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	<p>「道路法施行規則の一部を改正する省令」及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」が平成26年3月に公布され、健全性の診断結果について4段階に分類することとなったことから、平成26年7月に相模原市橋梁定期点検要領を見直し、新たな基準で平成26年度より点検を実施している。</p> <p>平成23年度に策定した「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画」の見直しについては、新たな基準で実施した点検結果を活用し検討を進めており、平成28年度に策定することとした。</p>
27-意-26	P108～ 109	意見	中央土木事務所	<p>【点検結果の利用状況】</p> <p>橋りょう点検結果の取り扱い</p> <p>点検結果の再確認を通じて修繕等の要否を判断し、維持管理スケジュールを作成しているが、客観的な指標として記録されておらず、情報共有が図られていない。また、修繕を実施した橋りょうに対する結果は、客観的な指標として再判定がされていない。客観的な指標による再判定を実施するとともに記録表を作成し、今後の維持管理計画に役立てるようになる必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	平成28年度に予定している「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画」の見直しに活用するため、橋りょうの点検結果や修繕後の再判定等の一覧表を作成するとともに、点検結果に基づく修繕等の要否の分類や補修履歴を踏まえた健全性の再判定及び今後の修繕計画の立案等について、路政課で一括管理する体制を整えた。

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 （公表年月）	措置（対応）の内容
27-意-27	P110～112	意見	緑土木事務所 南土木事務所	<p>【点検結果の利用状況】 橋りょう維持補修に関する全市的な優先度の定期的な見直し 各土木事務所からの情報を取りまとめて、点検結果や補修履歴及び今後の計画等を一括管理することが望ましい。その上で定期的に全市的な観点から橋りょう維持補修の優先度を見直し、それを各土木事務所にもフィードバックする必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	<p>平成28年度の組織改編により、各土木事務所が実施した点検結果や補修履歴及び今後の計画等について、路政課で一括管理するとともに、点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルの確実な履行のため、事務分担を明確にした。</p> <p>また、橋りょう維持補修の優先度の見直しについては、現在検討を進めており、この考えをとりまとめた「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画」を平成28年度に策定することとした。</p>
27-意-28	P118	意見	中央土木事務所	<p>【物品の管理】 中央土木事務所の境界杭の数量管理 アルミプレート標は、市のマークや文字が入るため受注生産となり、発注後2ヶ月程度の生産期間が必要である。このことを考慮すると、可能な限り在庫不足や過剰在庫を回避して、適正在庫を確保できる体制を構築することが望まれる。</p>	対応済 (H28.12)	<p>各土木事務所の在庫管理簿を部共通フォルダーで管理し、各土木事務所間でデータを共有することで、適正在庫管理を行うよう、平成28年4月より改めた。</p>
27-意-29	P118～120	意見	緑土木事務所	<p>【物品の管理】 緑土木事務所の備品管理 備品管理カードを閲覧すると、価格や仕様が記載されておらず、また現物にもシール（備品整理票）が貼付されていないものが散見された。棚卸を実施し、備品管理カードに記載されている備品の有無を確認する必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	<p>備品管理については、平成28年1月に棚卸を実施し、備品管理カードとの照合を図り、未記載事項の修正とシールの貼付確認を行った。また、備品の配置図を新規に作成し、管理態勢の充実に努めた。</p> <p>今後は、備品の更新時点と棚卸を年に1度実施する際、備品管理カードと配置図を照合し、適正在庫管理に努めることとした。</p>

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 （公表年月）	措置（対応）の内容
27-意-30	P120	意見	緑土木事務所	<p>【物品の管理】 緑土木事務所の原材料管理 乾燥生コン・砕石は、受払簿に記載されている数量と実際の数量に、僅少ではあるが差異が生じており、境界標は、複数の記入漏れが発見され、また、現在の受払簿は場所別に区分されていないため管理が困難な状況となっている。 これらについては、定期的の実査を行い、数量の把握に努める必要がある。さらに、受払簿についても管理の実態に即すように場所ごとに作り直し、実数と合致させる必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	<p>原材料管理については、平成28年4月より購入及びに使用の際、受払簿による管理（材料別、日付、購入量、使用量等）の徹底を図った。 また、境界標の管理については、平成28年1月に実査を行い、実数及び各保管場所ごとの受払簿に改正した。 今後は、原材料及び境界標の購入時点と棚卸を年に1度実施する際、受払簿と配置図による照合を行い、適正な管理に努めることとした。</p>
27-意-31	P121	意見	南土木事務所	<p>【物品の管理】 南土木事務所の備品管理 シール（備品整理票）が貼付されておらず、備品管理カードとの一致を確認することができなかつた備品が多く見受けられた。物品規則第26条に則り、適切にシール（備品整理票）を貼付し、現物との照合を適時に実施できる状態にする必要がある。なお、南土木事務所では実査後直ちに改善を行っている。</p>	対応済 (H28.12)	<p>備品購入時に備品管理表（シール）の貼付漏れがないよう、複数職員により貼付確認を行うとともに、経年劣化等によりシール剥がれが生じた際は、備品使用職員からの連絡等を徹底するよう周知することにより、既存備品と備品管理カードとの照合が実施できるよう改善を図った。 なお、判明した備品管理表（シール）の貼付漏れについては、平成27年10月に該当備品にシールを貼付する対応を図った。</p>

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況（令和3年3月現在）

テーマ「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
27-意-32	P121～ 122	意見	南土木事務所	<p>【物品の管理】 南土木事務所の原材料管理 塩化カルシウムについては受払簿が作成されておらず、受払簿による在庫管理を行っていない。別途、在庫数量や使用状況を記録管理しているとのことであったが、物品管理規則第24条に定められている受払簿を作成し、在庫管理を行う必要がある。</p>	<p>対応済 (H28.12)</p>	<p>冬季に路面凍結防止剤として使用する塩化カルシウムについては、受払簿とは別に在庫管理を行ってきたが、他の土木事務所と同様、平成27年12月から受払簿による在庫数量の管理を実施している。</p>

指摘事項		意見	
措置済	1	対応済	31
検討・改善中	0	検討・改善中	0
措置困難	0	対応困難	1
合計	1	合計	32